

大和市議会意見交換会実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大和市議会基本条例（平成25年大和市条例第21号）第7条第4項の規定に基づき実施する市民や団体等との意見交換（以下「意見交換会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(議題)

第2条 意見交換会の議題は、市民福祉の向上と公正で民主的な市政の推進に寄与する内容に関するものとする。

(開催等)

第3条 意見交換会は、代表者会（大和市議会会派及び代表者会に関する規程（昭和61年議会訓令第3号）第3条に規定する「各派代表者会」をいう。以下同じ。）で協議し、議長が開催を決定する。

2 意見交換会の開催を希望する市民や団体等は、意見交換会開催申込書（第1号様式）に参加予定者名簿を添付し、議長に提出しなければならない。

3 前項の場合において、意見交換会の開催時期及び開催場所は、市民や団体等と協議し議長が決定する。

4 意見交換会の開催場所は、参加者が参加しやすい場所であること等に配慮し、市内公共施設等で実施するものとする。

5 1回あたりの開催時間は2時間程度とする。

(公平性の確保)

第4条 同一又は類似の市民や団体等との意見交換会は、公平性の確保のため、前回の開催から原則として1年以内は開催しないものとする。

(出席議員)

第5条 意見交換会への出席議員は、意見交換会の規模、内容等を考慮し、次に掲げる議員から、その範囲を代表者会で協議し議長が決定する。

(1) 議題に係る常任委員会に所属する議員

(2) 各会派から選出する議員

(3) 出席を希望する議員

(4) 議長が必要と認める議員

(座長、司会者及び記録者)

第6条 意見交換会の出席議員は、座長、司会者、記録者を互選するものとする。

2 座長は、会場管理者等との調整や設営、当日の運営を初め、意見交換会全体の統括を行う。

3 司会者は、意見交換会の司会進行を行う。

4 記録者は、意見交換会の内容を要点記録する。

(資料)

第7条 意見交換会で配付する資料は、事前に座長から議長へ届け出るものとする。

(記録及び公表)

第8条 意見交換会における市民や団体等の意見を的確に把握し、議会全体で共有す

るため、記録者は意見交換会報告書（第2号様式）を作成し、座長はその内容を確認の上、議長に提出するものとする。

2 議長は、前項の意見交換会報告書を各会派等に配付するとともに、市議会ホームページ等に掲載するものとし、併せて市長に情報提供するものとする。

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は議長が代表者会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年3月8日から施行する。

大和市議会議長 様

団体等の名称

代表者住所

氏 名

電話番号

印

意見交換会開催申込書

意見交換会の開催について、大和市議会意見交換会実施要領第3条第2項の規定により次のとおり申し込みます。

意見交換会議題	議題の名称					
	(意見交換をしたい具体的な内容を簡潔に記載してください。)					
希 望 日 時	第1希望	年	月	日 ()	時	分
	第2希望	年	月	日 ()	時	分
	第3希望	年	月	日 ()	時	分
参加予定人数	名					
希望会場						
備考						

添付資料

- (1) 参加予定者名簿
- (2) その他

※ 記名押印に代えて署名することができる。